

◎世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

(略称) WTO協定

平成	六年	四月	十五日	マラケシュで作成
平成	七年	一月	一日	効力発生
平成	六年	十二月	八日	国会承認
平成	六年	十二月	二十二日	受諾の閣議決定
平成	六年	十二月	二十七日	受諾書寄託
平成	六年	十二月	二十八日	公布及び告示
				(条約第一五号及び外務省告示第七四九号)
平成	七年	一月	一日	我が国について効力発生

目次

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定	一
前文	二三
第一条 機関の設立	二三
第二条 世界貿易機関の権限	二三
第三条 世界貿易機関の任務	二四
第四条 世界貿易機関の構成	二四
第五条 他の機関との関係	二六
第六条 事務局	二六
第七条 予算及び分担金	二七

第八条	世界貿易機関の地位	二七
第九条	意思決定	二八
第十条	改正	二九
第十一条	原加盟国	三一
第十二条	加入	三一
第十三条	特定の加盟国の間における多角的貿易協定の不適用	三二
第十四条	受諾、効力発生及び寄託	三二
第十五条	脱退	三三
第十六条	雑則	三三
末	文	三四
附屬書の一覧表		三五
○附屬書一A	物品の貿易に関する多角的協定	三七
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定		三八
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二条1(b)の解釈に関する了解		四一
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第十七条の解釈に関する了解		四三
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解		四五
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解		四九
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に基づく義務の免除に関する了解		五三
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書		五四
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附屬する譲許表		五六
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附屬する譲許表		五八
第三十八表	日本の譲許表	五八
第三十八表の日本の譲許表に関する注釈		五八
第一部	最恵国関税率表	六一
第一節	農産品	六一
第一A節	関税	六一

第一部第一 A 節に関する注釈	六一
第一 B 節 関税割当て	一六四
第一部第一 B 節に関する注釈	一六四
第二節 その他の産品	二二二
第一部第二節に関する注釈	二二二
第一部第二節の附属書	七〇二
この節に関する注釈 13 に規定する産品の表	七〇二
第二部 特惠関税率表	七二三
第三部 非関税譲許表	七二三
第四部 農産品についての補助の制限に関する約束（農業に関する協定第三条）	七二五
第一節 国内助成（助成合計総量）に関する約束	七二五
第四部第一節に関する注釈	七二五
第二節 輸出補助金に係る予算上の支出及び数量の削減に関する約束	七二六
第三節 輸出補助金の交付の範囲の制限に関する約束	七二六
第三十八表の日本国の譲許表の附属書	七二七
付表 I 指定を受けた医薬の有効成分	七二八
付表 II INN を有する有効成分の塩、エステル又は水和物を表すための接頭語及び接尾語	七九八
付表 III INN を有する有効成分の塩、エステル又は水和物であつて当該有効成分と同一の号に分類されていないもの	八〇一
付表 IV 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品	八〇二
前文	八二七
第一部	八二七
第一条 用語の定義	八二八
第二条 対象産品	八一九
第二部	八一九

第三条 譲許及び約束の収録	八一九
第三部	八二〇
第四条 市場アクセス	八二〇
第五条 特別セーフガードに関する規定	八二〇
第四部	八二三
第六条 国内助成に関する約束	八二三
第七条 国内助成に関する一般的規律	八二四
第五部	八二四
第八条 輸出競争に関する約束	八二四
第九条 輸出補助金に関する約束	八二五
第十条 輸出補助金に関する約束の回避の防止	八二六
第十一条 ある産品の一部を成す産品	八二七
第六部	八二七
第十二条 輸出の禁止及び制限に関する規律	八二七
第七部	八二八
第十三条 妥当な自制	八二八
第八部	八二九
第十四条 衛生植物検疫措置	八二九
第九部	八二九
第十五条 特別のかつ異なる待遇	八二九
第十部	八三〇
第十六条 後発開発途上国及び食糧純輸入開発途上国	八三〇
第十一部	八三〇
第十七条 農業に関する委員会	八三〇
第十八条 約束の実施についての検討	八三〇
第十九条 協議及び紛争解決	八三一

第十二部	八三二
第二十条 改革過程の継続	八三一
第十三部	八三一
第二十一条 最終規定	八三一
附属書一 対象産品	八三三
附属書二 国内助成（削減に関する約束の対象からの除外の根拠）	八三四
附属書三 国内助成（助成合計量の算定）	八四〇
附属書四 国内助成（助成同等量の算定）	八四一
附属書五 第四条２の規定に関する特例措置	八四二
附属書五の付録 この附属書の６及び１０に規定する特定の目的のための関税相当量の算定の指針	八四五
○衛生植物検疫措置の適用に関する協定	八四七
前 文	八四七
第一条 一般規定	八四七
第二条 基本的な権利及び義務	八四八
第三条 措置の調和	八四八
第四条 措置の同等	八四九
第五条 危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定	八五〇
第六条 有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整	八五一
第七条 透明性の確保	八五二
第八条 管理、検査及び承認の手続	八五二
第九条 技術援助	八五二
第十条 特別のかつ異なる待遇	八五二
第十一条 協議及び紛争解決	八五三
第十二条 運用	八五三
第十三条 実施	八五四
第十四条 最終規定	八五五

附属書A 定義.....八五六

附属書B 衛生植物検疫上の規制の透明性の確保.....八五八

附属書C 管理、検査及び承認の手続.....八六〇

○繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定.....八六三

前文.....八六三

第一条 一般規定.....八六三

第二条 MFAに基づく規制の取扱い.....八六四

第三条 MFAに適合しない規制の取扱い.....八六八

第四条 協定の実施及び繊維貿易に関する制度等の改正.....八六九

第五条 阻害行為.....八七〇

第六条 経過的セーフガード.....八七二

第七条 必要な措置.....八七六

第八条 繊維・繊維製品監視機関.....八七七

第九条 最終期限.....八七九

附属書 この協定が対象とする産品表.....八八〇

○貿易の技術的障害に関する協定.....九〇八

前文.....九〇八

第一条 一般規定.....九〇八

第二条 強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用.....九〇九

第三条 強制規格の地方政府機関及び非政府機関による立案、制定及び適用.....九一一

第四条 任意規格の立案、制定及び適用.....九一二

第五条 中央政府機関による適合性評価手続.....九一二

第六条 適合性評価の中央政府機関による承認.....九一五

第七条 地方政府機関による適合性評価手続.....九一六

第八条 非政府機関による適合性評価手続.....九一七

第九条 国際制度及び地域制度.....九一七

第十条	強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報	九一八
第十一条	他の加盟国に対する技術援助	九二〇
第十二条	開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇	九二一
第十三条	貿易の技術的障害に関する委員会	九二三
第十四条	協議及び紛争解決	九二三
第十五条	最終規定	九二三
附属書一	この協定のための用語及びその定義	九二五
附属書二	技術専門家部会	九二七
附属書三	任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準	九二八
○貿易に関連する投資措置に関する協定		九三一
前 文		九三一
第一条	適用範囲	九三一
第二条	内国民待遇及び数量制限	九三一
第三条	例外規定	九三一
第四条	開発途上加盟国	九三一
第五条	通報及び経過措置	九三二
第六条	透明性の確保	九三三
第七条	貿易に関連する投資措置に関する委員会	九三三
第八条	協議及び紛争解決	九三四
第九条	物品の貿易に関する理事会による検討	九三四
附属書	例示表	九三五
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定		九三六
前 文		九三六
第一部		九三六
第一条	原則	九三六
第二条	ダンピングの決定	九三六

第三条	損害の決定	九三九
第四条	国内産業の定義	九四二
第五条	調査の開始及び実施	九四三
第六条	証拠	九四五
第七条	暫定措置	九四九
第八条	価格に関する約束	九五〇
第九条	ダンピング防止税の賦課及び徴収	九五一
第十条	遡及	九五三
第十一条	ダンピング防止税及び価格に関する約束に係る期間及び見直し	九五四
第十二条	公告及び決定の説明	九五五
第十三条	司法上の審査	九五七
第十四条	第三国のためのダンピング防止措置	九五七
第十五条	開発途上加盟国	九五七
第二部		九五八
第十六条	ダンピング防止措置に関する委員会	九五八
第十七条	協議及び紛争解決	九五八
第三部		九六〇
第十八条	最終規定	九六〇
附属書 I	6.7の規定に基づく現地調査に関する手続	九六二
附属書 II	6.8に規定する入手可能な最善の情報	九六三
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定		九六五
序 説		九六五
前 文		九六五
第一部 関税評価に関する規則		九六六
第一条 輸入貨物の課税価額		九六六
第二条 第一条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合		九六八

第三条	第一条及び第二条の規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合	九六八
第四条	第一条から第三条までの規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合	九六九
第五条	課税価額の決定（控除方式）	九六九
第六条	課税価額の決定（積算方式）	九七〇
第七条	第一条から第六条までの規定により輸入貨物の課税価額を決定することができない場合	九七〇
第八条	第一条の規定による課税価額の決定	九七一
第九条	為替換算率	九七二
第十条	秘密情報の取扱い	九七二
第十一条	不服申立て	九七三
第十二条	決定の公表	九七三
第十三条	決定を遅らせる必要がある場合	九七三
第十四条	附属書	九七三
第十五条	定義	九七三
第十六条	輸入者の権利	九七五
第十七条	関税当局の権利との関係	九七五
第二部	運用、協議及び紛争解決	九七五
第十八条	機関	九七五
第十九条	協議及び紛争解決	九七五
第三部	特別のかつ異なる待遇	九七六
第二十条	適用の延期	九七六
第四部	最終規定	九七七
第二十一条	留保	九七七
第二十二条	国内法令	九七七
第二十三条	検討	九七七
第二十四条	事務局	九七七
附属書 I	解釈のための注釈	九七八

附屬書Ⅱ 関税評価に関する技術委員会……………九九二
附屬書Ⅲ……………九九五

○船積み前検査に関する協定……………九九七

前 文……………九九七

第一条 適用範囲及び定義……………九九七

第二条 利用加盟国の義務……………九九八

第三条 輸出加盟国の義務……………一〇〇三

第四条 独立の審査手続……………一〇〇四

第五条 通報……………一〇〇五

第六条 検討……………一〇〇六

第七条 協議……………一〇〇六

第八条 紛争解決……………一〇〇六

第九条 最終規定……………一〇〇六

○原産地規則に関する協定……………一〇〇七

前 文……………一〇〇七

第一部 定義及び適用範囲……………一〇〇七

第一条 原産地規則……………一〇〇七

第二部 原産地規則の適用を律する規律……………一〇〇八

第二条 経過期間における規律……………一〇〇八

第三条 経過期間後の規律……………一〇一〇

第三部 通報、検討、協議及び紛争解決の手続に関する制度……………一〇一一

第四条 機関……………一〇一一

第五条 原産地規則の変更又は新たな原産地規則の導入のための情報及び手続……………一〇一二

第六条 検討……………一〇一二

第七条 協議……………一〇一三

第八条 紛争解決……………一〇一三

第四部 原産地規則の調和	一〇一三
第九条	一〇一三
附属書Ⅰ 原産地規則に関する技術委員会	一〇一七
附属書Ⅱ 特惠に係る原産地規則に関する共同宣言	一〇一八
○輸入許可手続に関する協定	一〇二一
前文	一〇二一
第一条 一般規定	一〇二一
第二条 自動輸入許可	一〇二三
第三条 非自動輸入許可	一〇二四
第四条 機関	一〇二六
第五条 通報	一〇二六
第六条 協議及び紛争解決	一〇二七
第七条 検討	一〇二七
第八条 最終規定	一〇二八
○補助金及び相殺措置に関する協定	一〇二九
前文	一〇二九
第一部 一般規定	一〇二九
第一条 補助金の定義	一〇二九
第二条 特定性	一〇三〇
第二部 禁止される補助金	一〇三一
第三条 禁止	一〇三一
第四条 救済措置	一〇三一
第三部 相殺措置の対象となる補助金	一〇三三
第五条 悪影響	一〇三三
第六条 著しい害	一〇三四
第七条 救済措置	一〇三六

第四部 相殺措置の対象とならない補助金	一〇三八
第八條 相殺措置の対象とならない補助金の特定	一〇三八
第九條 協議及び承認された救済措置	一〇四二
第五部 相殺措置	一〇四三
第十條 一九九四年のガット第六条の規定の適用	一〇四三
第十一條 調査の開始及び実施	一〇四三
第十二條 証拠	一〇四五
第十三條 協議	一〇四八
第十四條 補助金を受ける者の利益による補助金の額の算定	一〇四九
第十五條 損害の決定	一〇五〇
第十六條 国内産業の定義	一〇五二
第十七條 暫定措置	一〇五四
第十八條 約束	一〇五四
第十九條 相殺関税の賦課及び徴収	一〇五六
第二十條 遡及	一〇五六
第二十一條 相殺関税及び約束に係る期間及び見直し	一〇五七
第二十二條 公告及び決定の説明	一〇五八
第二十三條 司法上の審査	一〇六〇
第六部 機関	一〇六〇
第二十四條 補助金及び相殺措置に関する委員会及び補助機関	一〇六〇
第七部 通報及び監視	一〇六一
第二十五条 通報	一〇六一
第二十六條 監視	一〇六三
第八部 開発途上加盟国	一〇六三
第二十七條 開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇	一〇六三
第九部 経過措置	一〇六五

第二十八条	既存の制度	一〇六五
第二十九条	市場経済への移行	一〇六六
第十部	紛争解決	一〇六六
第三十条		一〇六六
第十一部	最終規定	一〇六七
第三十一条	暫定的な適用	一〇六七
第三十二条	その他の最終規定	一〇六七
附属書Ⅰ	輸出補助金の例示表	一〇六九
附属書Ⅱ	生産工程における投入物の消費に関する指針	一〇七二
附属書Ⅲ	輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針	一〇七四
附属書Ⅳ	産品の価額に対する補助金の総額の割合の計算 (6.1 (a))	一〇七五
附属書Ⅴ	著しい害に関する情報を収集するための手続	一〇七七
附属書Ⅵ	12.6の規定に基づく現地調査に関する手続	一〇七九
附属書Ⅶ	27.2 (a)に規定する開発途上加盟国	一〇八〇
○セーフガードに関する協定		一〇八一
前 文		一〇八一
第一条	一般規定	一〇八一
第二条	条件	一〇八一
第三条	調査	一〇八二
第四条	重大な損害又はそのおそれの決定	一〇八二
第五条	セーフガード措置の適用	一〇八三
第六条	暫定的なセーフガード措置	一〇八四
第七条	セーフガード措置の適用期間及び見直し	一〇八四
第八条	譲許その他の義務の水準	一〇八五
第九条	開発途上加盟国	一〇八六
第十条	一九四七年のガット第十九条の規定に基づく既存の措置	一〇八六

第十一条	特定の措置の禁止及び撤廃	一〇八六
第十二条	通報及び協議	一〇八七
第十三条	監視任務	一〇八九
第十四条	紛争解決	一〇九〇
附属書 第十一条2に規定する例外		一〇九一
○附属書一B サービスの貿易に関する一般協定		一〇九二
目次		一〇九二
前文		一〇九四
第一部 適用範囲及び定義		一〇九四
第一条 適用範囲及び定義		一〇九四
第二部 一般的な義務及び規律		一〇九五
第二条 最恵国待遇		一〇九五
第三条 透明性		一〇九六
第三条の二 秘密の情報の開示		一〇九六
第四条 開発途上国の参加の増大		一〇九七
第五条 経済統合		一〇九七
第五条の二 労働市場の統合のための協定		一〇九七
第六条 国内規制		一〇九九
第七条 承認		一一〇一
第八条 独占及び排他的なサービス提供者		一一〇二
第九条 商慣習		一一〇二
第十条 セーフガード措置		一一〇三
第十一条 支払及び資金移動		一一〇三
第十二条 国際収支の擁護のための制限		一一〇三
第十三条 政府調達		一一〇五
第十四条 一般的例外		一一〇五

第十四条の二	安全保障のための例外	一一〇六
第十五条	補助金	一一〇七
第三部	特定の約束	一一〇七
第十六条	市場アクセス	一一〇八
第十七条	内国民待遇	一一〇八
第十八条	追加的な約束	一一〇九
第四部	漸進的な自由化	一一〇九
第十九条	特定の約束についての交渉	一一一〇
第二十条	特定の約束に係る表	一一一〇
第二十一条	特定の約束に係る表の修正	一一一〇
第五部	制度に関する規定	一一一一
第二十二条	協議	一一一二
第二十三条	紛争解決及び実施	一一一二
第二十四条	サービスの貿易に関する理事会	一一一三
第二十五条	技術上の協力	一一一三
第二十六条	他の国際機関との関係	一一一三
第六部	最終規定	一一一三
第二十七条	利益の否認	一一一三
第二十八条	定義	一一一四
第二十九条	附属書	一一一七
第二条の免除に関する附属書		一一一八
この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書		一一一九
航空運送サービスに関する附属書		一一二〇
金融サービスに関する附属書		一一二二
金融サービスに関する第二附属書		一一二五
海上運送サービスの交渉に関する附属書		一一二六

電気通信に関する附属書	一一二七
基本電気通信の交渉に関する附属書	一一三二
日本国の特定の約束に係る表	一一三三
I 各分野に共通の約束	一一三四
II 分野ごとに行う特定の約束	一一四〇
金融サービスに係る約束に関する了解	一二〇八
○附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定	一二一三
目次	一二一三
前文	一二一四
第一部 一般規定及び基本原則	一二一五
第一条 義務の性質及び範囲	一二一五
第二条 知的所有権に関する条約	一二一五
第三条 内国民待遇	一二一六
第四条 最恵国待遇	一二一六
第五条 保護の取得又は維持に関する多数国間協定	一二一七
第六条 消尽	一二一七
第七条 目的	一二一七
第八条 原則	一二一七
第二部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準	一二一八
第一節 著作権及び関連する権利	一二一八
第九条 ベルヌ条約との関係	一二一八
第十条 コンピュータ・プログラム及びデータの編集物	一二一八
第十一条 貸与権	一二一八
第十二条 保護期間	一二一九
第十三条 制限及び例外	一二一九
第十四条 実演家、レコード（録音物）制作者及び放送機関の保護	一二一九

第二節 商標	一二一〇
第十五条 保護の対象	一二一〇
第十六条 与えられる権利	一二一一
第十七条 例外	一二一一
第十八条 保護期間	一二一一
第十九条 要件としての使用	一二一二
第二十条 その他の要件	一二一二
第二十一条 使用許諾及び譲渡	一二一二
第三節 地理的表示	一二一二
第二十二条 地理的表示の保護	一二一二
第二十三条 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護	一二一三
第二十四条 国際交渉及び例外	一二一四
第四節 意匠	一二一五
第二十五条 保護の要件	一二一五
第二十六条 保護	一二一六
第五節 特許	一二一六
第二十七条 特許の対象	一二一六
第二十八条 与えられる権利	一二一七
第二十九条 特許出願人に関する条件	一二一七
第三十条 与えられる権利の例外	一二一八
第三十一条 特許権者の許諾を得ていない他の使用	一二一八
第三十二条 取消し又は消滅	一二二〇
第三十三条 保護期間	一二二〇
第三十四条 方法の特許の立証責任	一二二〇
第六節 集積回路の回路配置	一二三〇
第三十五条 集積回路についての知的所有権に関する条約との関係	一二三一

第三十六条	保護の範囲	一一三
第三十七条	権利者の許諾を必要としない行為	一一三
第三十八条	保護期間	一一三
第七節	開示されていない情報の保護	一一二
第三十九条		一一二
第八節	契約による実施許諾等における反競争的行為の規制	一一三
第四十条		一一三
第三部	知的所有権の行使	一一三
第一節	一般的義務	一一三
第四十一条		一一四
第二節	民事上及び行政上の手続及び救済措置	一一四
第四十二条	公正かつ公平な手続	一一四
第四十三条	証拠	一一五
第四十四条	差止命令	一一五
第四十五条	損害賠償	一一六
第四十六条	他の救済措置	一一六
第四十七条	情報に関する権利	一一六
第四十八条	被申立人に対する賠償	一一六
第四十九条	行政上の手続	一一七
第三節	暫定措置	一一七
第五十条		一一七
第四節	国境措置に関する特別の要件	一一八
第五十一条	税関当局による物品の解放の停止	一一八
第五十二条	申立て	一一九
第五十三条	担保又は同等の保証	一二〇
第五十四条	物品の解放の停止の通知	一二〇

第五十五条	物品の解放の停止の期間	一二四〇
第五十六条	物品の輸入者及び所有者に対する賠償	一二四〇
第五十七条	点検及び情報に関する権利	一二四〇
第五十八条	職権による行為	一二四一
第五十九条	救済措置	一二四一
第六十条	少量の輸入	一二四一
第五節	刑事上の手続	一二四一
第六十一条		一二四一
第四部	知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続	一二四二
第六十二条		一二四二
第五部	紛争の防止及び解決	一二四二
第六十三条	透明性の確保	一二四二
第六十四条	紛争解決	一二四三
第六部	経過措置	一二四四
第六十五条	経過措置	一二四四
第六十六条	後発開発途上加盟国	一二四四
第六十七条	技術協力	一二四五
第七部	制度上の措置及び最終規定	一二四五
第六十八条	知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会	一二四五
第六十九条	国際協力	一二四五
第七十条	既存の対象の保護	一二四六
第七十一条	検討及び改正	一二四七
第七十二条	留保	一二四七
第七十三条	安全保障のための例外	一二四八
○附属書二	紛争解決に係る規則及び手続に関する了解	一二四九
前	文	一二四九

第一条	適用対象及び適用	一二四九
第二条	運用	一二四九
第三条	一般規定	一二五〇
第四条	協議	一二五二
第五条	あつせん、調停及び仲介	一二五四
第六条	小委員会の設置	一二五五
第七条	小委員会の付託事項	一二五五
第八条	小委員会の構成	一二五六
第九条	複数の加盟国の申立てに関する手続	一二五七
第十条	第三国	一二五八
第十一条	小委員会の任務	一二五八
第十二条	小委員会の手続	一二五八
第十三条	情報の提供を要請する権利	一二六〇
第十四条	秘密性	一二六一
第十五条	検討の中間段階	一二六一
第十六条	小委員会の報告の採択	一二六一
第十七条	上級委員会による検討	一二六二
第十八条	小委員会又は上級委員会との接触	一二六四
第十九条	小委員会及び上級委員会の勧告	一二六四
第二十条	紛争解決機関による決定のための期間	一二六四
第二十一条	勧告及び裁定の実施の監視	一二六五
第二十二条	代償及び譲許の停止	一二六六
第二十三条	多角的体制の強化	一二六九
第二十四条	後発開発途上加盟国に係る特別の手続	一二七〇
第二十五条	仲裁	一二七〇
第二十六条		一二七一

第二十七条	事務局の任務	一二七二
附属書一	この了解が対象とする協定	一二七四
附属書二	対象協定に含まれている特別又は追加の規則及び手続	一二七五
附属書三	検討手続	一二七六
附属書四	専門家検討部会	一二七八
○附属書三	貿易政策検討制度	一二七九
前文		一二七九
A	目的	一二七九
B	国内的な透明性の確保	一二七九
C	検討のための手続	一二七九
D	報告	一二八〇
E	千九百九十四年のガット及びサービス貿易一般協定の国際収支に係る規定との関係	一二八一
F	制度についての評価	一二八一
G	国際貿易環境の進展に関する概況報告	一二八一